

## 令和8年度 高浜市児童クラブ入会案内

### 1. 児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的としています。

### 2. 児童クラブについて

#### (1) 実施場所等

児童クラブ名	小学校区	場所・電話番号	定員	開設日 ※休設日	開設時間
東海 児童クラブ 【高浜市】	港小	東海 児童センター内 52 - 5126	40 人		
高浜 児童クラブ 【高浜市社会福祉協議会】	高浜小	高浜 児童センター内 57 - 6468	60 人	月曜日～土曜日 ※日曜・祝日・年末年始 (12/29～1/3)	【平日】 下校後～19：00 【学校休業日・長期休業中】 7：30～19：00
高取南 児童クラブ 【高浜市】	高取小	高取小学校内 090-1635-4641	40 人		【平日】 下校後～18：00 【学校休業日・長期休業中】 7：30～18：00
高取北 児童クラブ 【NPO法人全世界代楽習館塾】	高取小	高取小学校内 55 - 3463	40 人		【平日】 下校後～19：00 【学校休業日・長期休業中】 7：30～19：00
吉浜 児童クラブ 【社会福祉法人知多学園】	吉浜小	吉浜 児童センター内 52 - 1019	60 人	月曜日～土曜日 ※日曜・祝日・年末年始 (12/29～1/3) ※盆期間 (8/13～15)	【平日】 下校後～19：00 【学校休業日・長期休業中】 7：00～19：00
ひこうきぐも 児童クラブ 【社会福祉法人清心会】	翼小 吉浜小	翼幼保園内 95 - 5055	40 人	月曜日～金曜日 (祝日 開設) ※土曜・日曜・年末年始 (12/29～1/3) ※盆期間 (8/13～15)	【平日】 下校後～19：00 【学校休業日・長期休業中】 7：30～19：00
翼 児童クラブ 【高浜市】	翼小	翼児童センター内 54 - 2833	60 人	月曜日～土曜日 ※日曜・祝日・年末年始 (12/29～1/3)	【平日】 下校後～19：00 【学校休業日・長期休業中】 7：30～19：00

## (2)育成料・延長利用料

児童クラブ名	費用
東海児童クラブ	【育成料】 8:30~18:00 月額 5,500 円  【延長利用料】 ・早朝利用 (7:30~8:30) ・夜間利用 (18:00~19:00) 月額 各 500 円
高浜児童クラブ	
高取南児童クラブ	
高取北児童クラブ	
翼児童クラブ	
吉浜児童クラブ	【保護者利用料】 8:30~18:00 まで月額 6,200 円 【早朝・延長料】月額 1,000 円
ひこうきぐも児童クラブ	【保護者利用料】 9:00~18:00 まで月額 6,000 円 【早朝・延長料】月額 1,000 円

\*利用児童の属する世帯が生活保護世帯等に属するときは全額免除されます。

(該当される方は、お申出ください)

\*納入方法は口座振替でお支払いいただきます。

\*その他、必要な費用としておやつ代、傷害保険は実費負担となります。

## (3)入所を希望または検討されている保護者の方へ \*利用申請前にご確認ください。

### 【利用日について】

- ・保護者の方が利用要件に該当する日のみの利用としてください。仕事が休み等利用要件に該当しない場合は、児童クラブを利用せず、お子さんとお過ごしください。
- ・夜勤週でも利用できますが、睡眠時間を除く生活時間でお子さんが見られる状態の場合は、利用を控えていただきますようご協力をお願いします。

### 【送迎について】

- ・児童の送迎は、保護者の責任で行ってください。保護者の仕事が終わり次第、速やかにお迎えをお願いします。
- ・開所時間内での利用を厳守してください。
- ・保護者(両親・18歳以上の兄弟・祖父母)以外の方がお迎えになる場合は、前もって必ず連絡してください。

### 【給食がない日について】

- ・学校休業日(土曜日・長期休業)・短縮授業日は、弁当・おやつは各自持参となります。
- ・短縮授業日は、児童クラブでお弁当等を受け取ります。保護者の方が持ってきてください。

### 【おやつについて】

- ・間食の時間を設けます。平日は施設で用意したものを提供します。
- ・学校休業日等、給食がない日は各自持参となります。

#### 【欠席の連絡について】

- ・出欠席等調査表提出後の変更は、必ず保護者の方が連絡をお願いします。児童本人の欠席申出があっても、保護者からの連絡がない場合は、安全のため児童クラブでお預かりしますのでご承知ください。

#### 【病気やけがの対応について】

- ・小学校で感染症等が発生し学級閉鎖等になった場合は、学校の指示に準じてください。
- ・体調不良やけがをしてしまった時は、連絡をさせていただきますのでお迎えをお願いします。

#### 【学習(宿題)について】

- ・学校から帰る時間に合わせて、遊びや学習を行って過ごします。学校の宿題を行うよう声かけをしますが、職員の指導はありません。宿題の確認はご家庭でお願いします。

#### 【飲料水について】

- ・クラブ内での水分補給のため、各家庭で飲料水等を必ず必要とする量をご用意ください。

#### 【その他】

- ・現金やおもちゃ等児童クラブで必要ないものは持たせないでください。

### 3. 令和8年4月からの入所申込について（通年利用・一時入会4月）

#### (1) 入会条件

市内の小学校に就学している児童であって、その保護者のいずれもが次の該当することにより昼間に当該児童を育成することができないと認められるものとする。

- (1) 昼間に労働することを常態としていること
- (2) 出産等の理由により入院していること
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- (4) 同居の親族を常時介護し、又は看護していること
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
- (6) その他(1)～(5)に類すると認められる状態にあること

※「保護者のいずれも」とは、父母若しくは70歳未満の祖父母をいう。

#### (2) 受付期間・場所

受付期間・時間	令和7年12月17日（水）～令和7年12月19日（金） ・17日（水）、18日（木）開設時間内 ◎19日（金）17:00まで <b>*誓約書類が不備等での提出は、12月26日（金）まで</b>
申込場所	○第1希望の児童クラブ ○高取南および高取北児童クラブを希望される方は、「高取南児童クラブ」に提出

### (3)申込方法

提出書類を揃え、第1希望の児童クラブへ申請（申込）ください。

\*申請（申込）に必要書類は、各児童クラブで配布しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

#### 【提出書類】

##### ①児童クラブ利用(変更)申請書

- ・申込み児童1人につき1部必要です。

##### ②就労証明書等

- ・児童と同居または同一敷地内に住む保護者(父・母・70歳未満の祖父母)の提出が必要です。
- ・申込み事由によって、下表のとおり提出書類が異なります。

保護者の状況		提出書類
就労	外勤	就労証明書
	自営	就労証明書および 就労状況がわかる書類 ＊「自営業を証明する添付書類」参照
妊娠・出産		母子手帳の写し ＊氏名と出産予定日のわかるもの
障がい 病	入院・常時臥床	疾病・看（介）護申立書および医師の診断書 (もしくは各手帳の写し)
	通院	
	精神疾患	
看護・介護		疾病・看（介）護申立書および、医師の診断書
災害等		

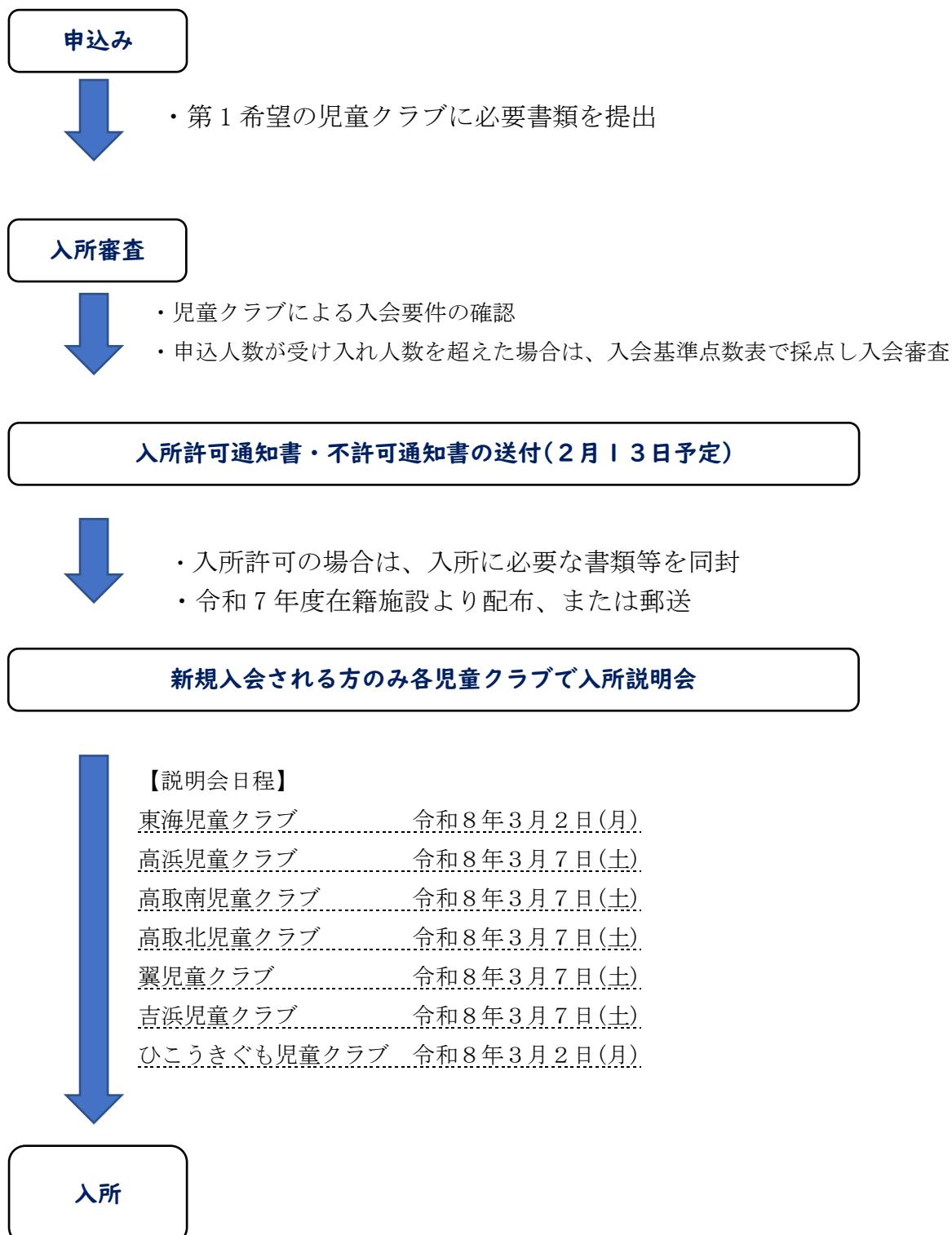
##### ③保護者及びお迎えにみえる方の勤務地または所在地から児童クラブまでの所要時間報告書

### (4)入会審査

新年度入会申請者受付時に受入人数を超えた場合、公平に審査するため別紙「入会基準点数表」に従って入会を決定する。

〔就労〕〔出産〕〔疾病・障がい〕〔看護等〕〔災害等〕のいずれかに該当する場合の入会順位の決定は、すべての保護者のうち入会基準の点に調整基準の点数を加点もしくは減点した点数の低い方の点数を採用して、〔学年による調整基準〕の点数を加算した合計点数の高い順から決定する。同点数になった場合は、第1に〔学年による調整基準〕が高い児童、第2に〔調整基準〕が高い児童とする。ただし、同点の者が該当する場合は、抽選にて決定する。

## (5) 申込から入所までの流れ



#### **4. その他の入会申請スケジュール**

夏季一時入会	
申込受付期間	令和8年6月1日 から 令和8年6月15日
結果通知	令和8年6月下旬
利用期間	令和8年7月給食終了日翌日 から 令和8年8月31日

冬季一時入会	
申込受付期間	令和8年11月2日 から 令和8年11月16日
結果通知	令和8年11月下旬
利用期間	令和8年12月給食終了日翌日 から 令和9年1月給食開始前日まで

春季一時入会(3月)	
申込受付期間	令和9年2月1日 から 令和9年2月15日
結果通知	令和9年2月下旬
利用期間	令和9年3月給食終了日翌日 から 令和9年3月31日

\*スケジュールは予定であり、都合により変更する場合があります。受付の都度、広報、ホームページにてお知らせします。

#### **5. 許可の取り消し等**

利用児童が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- ・入会条件に該当しなくなったとき。
- ・他の児童へ危害を加える等児童クラブの適正な運営に著しい支障があるとき。
- ・児童に感染症の疾患があり、他の児童へ感染するおそれがあると認められるとき。
- ・その他児童クラブの管理上又は運営上支障があると認められるとき。

(1か月以上利用がない場合、無断欠席が続いた場合、2か月以上育成料を滞納した場合等)